

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 8月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋1階スイッチギヤ（配電盤）室移送排風機（A）の駆動用Vベルトにゆるみが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
2	1号機	超高圧開閉所空気圧縮機（A・B）給油ポンプ出口圧力計付け根部において、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	主タービン電気油圧式制御装置の油冷却水回収タンク水位調節弁において、動作不良（ハンチング）が認められたため、当該調節弁を点検・修理	D	
4	3号機	所内ボイラ給水薬液注入タンクの薬品溶解作業時、当該タンクを空にした際、本来発生するはずの警報（「薬注タンク清缶剤液面低」及び「薬注タンク脱酸素剤液面低」）が発生しなかったため、当該タンクの水位スイッチを点検・修理	D	
5	4号機	復水移送ポンプ（B）の起動時、ポンプ付ベント弁（3台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
6	4号機	廃棄物処理系廃液サンプルポンプ（A）の点検時、出口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	4号機	非常用炉心冷却系ポンプ吸込圧力計監視映像モニタにおいて、炉心スプレイポンプ（A）吸込圧力計の映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
8	4号機	中央制御室設置の弁システム漏れ監視盤において、「格納容器内弁システム漏洩計量管水位高」警報が発生し、当該計量管流入対象弁（22台）のうち何れかにグランドリークの可能性が認められたため、対応検討	C	
9	5号機	原子炉局部出力領域モニタ（12-21C）において、「LPRM高」「APRM高」警報の瞬時発生が認められたため、当該モニタを点検	C	
10	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A・B）供給蒸気圧力調整弁の駆動部動作確認試験において、動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁本体を点検・修理	D	
11	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（B）復水器冷却水入口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	6号機	所内ボイラ制御盤において、「NOx/SO2異常」警報が発生し、窒素酸化物（NOx）指示値の変動とばい煙モニタアラームランプ「故障」表示の点灯が認められたため、NOx測定装置を点検・調整	D	
13	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（B）復水器冷却水出口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	集中環境施設	補助ボイラー（B）出口ガス煙道圧力発信器元弁に動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで